

## 幸田町成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、町が費用を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、幸田町成年後見制度における町長申立に関する要綱（平成17年第5号）の規定により町長が後見等開始の審判の申立を行う者のうち、次のいずれかに該当する者又は町内に転入した者で、転入前の住所地の市区町村長から同種の助成を受けていたものとする。

- (1) 生活保護を受けている者及びこれに準ずる者
- (2) その他当該後見等開始の審判の申立に要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者

### (助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、後見等開始の審判の申立に要する費用（以下「審判申立費用」という。）及び成年後見人、補佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部に相当する額とする。ただし、審判申立費用及び成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

2 成年後見人等の報酬助成の金額は、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

### (審判申立費用の助成)

第4条 町長は、対象者の資産の状況を調査して、審判申立費用の助成を行うものとする。

### (後見人等報酬助成の申請)

第5条 後見人等報酬の助成を受けようとする者は、後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

### (後見人等報酬助成の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査し適当と認められるときは、支給すべき報酬の額を確定のうえ、後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (後見人等報酬の支払い)

第7条 後見人等の報酬を受けようとする者は、年度内1回及び2回を限度とし、請求月の10日までに請求書を提出しなければならない。

### (成年後見人等の届出及び報告義務)

第8条 審判申立費用等の助成を受けている者の成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに町長に届出及び報告をしなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 対象者の資産状況及び生活状況に変化があったとき

### (助成の中止)

第9条 町長は、対象者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減する。

(助成金の返還)

第10条 町長は、虚偽の手段により助成金を受けた者がいるときは、助成金の全部または一部を返還させることができる。

2 町長は、対象者の死亡時において相続財産があることが判明したときは、その相続人に対して助成金の返還請求をすることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

後見人等報酬助成申請書

年 月 日

幸 田 町 長 様

(被後見人)

住 所 幸田町大字

氏 名

印

電 話

次のとおり、後見人等報酬助成の申請をいたします。

後見人等	住 所		電話 番 号	
	氏 名	( 男 ・ 女 )		
	生年月日	年 月 日		
申請理由				
後見内容				
支払希望 金融機関	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 店 所		
	預金種 別	1 普通	2 当座	口座番号
	ふり 口座 が 名義			

添付書類

- ・ 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- ・ 後見事務報告書の写し
- ・ 財産目録書等の写し

後見人等報酬助成決定（却下）通知書

年 月 日

様

幸田町長

印

年 月 日付けで申請のありました後見人等報酬助成については、次のとおり決定（却下）します。

後見人等	住 所			
	氏 名	( 男 ・ 女 )		
	生年月日	年 月 日		
報酬助成額		円		
支払金融機関	金 融 機 関 名			店
	預金 種 別	1 普通    2 当座	口座番号	
	口座 名 義			
却下理由				